

「高知県総合教育会議」と「第2期高知県教育振興基本計画推進会議」について

高知県総合教育会議

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置
- 知事と教育委員会で構成
- 教育大綱の策定その他教育等に関する重要事項について協議・調整を行う

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2～4（略）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2～9（略）

教育等の振興に関する施策の大綱

（H28年3月策定：計画期間H28～31年度）

- 「高知県総合教育会議」で協議のうえ知事が策定
- 高知県の教育等の振興に関する目標や施策の根本となる方針を定めたもの

○基本計画推進会議での点検・検証も参考としながら、大綱の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や、施策の進捗状況等について協議・確認

○次年度以降の施策の方向性、大綱の改訂の方向性について協議

第2期高知県教育振興基本計画推進会議

- 教育基本法に基づいて高知県教育委員会が策定した「第2期高知県教育振興基本計画」に関する審議を行うため設置
- 県内有識者（11名）で組織
- 基本計画の進捗状況の点検、検証など、第2期基本計画に関することについて審議を行う

教育基本法（平成18年法律第120号）抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2期高知県教育振興基本計画

（H28年3月策定：計画期間H28～31年度）

- 「高知県教育振興基本計画検討委員会」で検討のうえ、教育委員会が策定
- 大綱の施策の基本方向を踏まえ、具体的な事業計画まで規定

○基本計画の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や、施策の進捗状況等について点検・検証、協議・確認

○大綱の改訂の方向性を踏まえて基本計画の改訂の方向性について協議

(別紙)

第2期高知県教育振興基本計画推進会議委員

おかたに 岡谷	ひであき 英明	高知大学教育学部 教授
かりや 刈谷	よしたか 好孝	高知市立三里中学校長
きのした 木下	あつこ 敦子	高知県立大学地域教育研究センター 域学共生コーディネーター
これなが 是永	かなこ 子	高知大学教育学部 准教授
ときひさ 時久	けいこ 恵子	香美市教育長
とだ 戸田	ひろし 浩	高知県立岡豊高等学校長
のじま 野島	としかず 利和	高知県小中学校PTA連合会長
はまかわ 濱川	ひろこ 博子	臨床心理士
ふるや 古谷	すみよ 純代	高知サンライズホテル 専務取締役
やの 矢野	ひろみつ 宏光	高知大学教育学部 准教授
やました 山下	ふみひと 文一	高知学園短期大学 准教授

(50音順)